

終活総合相談支援の実施について

1. 背景

高齢者を中心に単身世帯の増加が見込まれる中、判断能力が低下した際の生活や死後の対応に不安がある高齢者の増加も見込まれている。

国は令和7年12月「社会保障審議会福祉部会報告書」の中で、頼れる身寄りがいないことに着目した支援策が必要としており、都では、身寄りのない高齢者等への相談支援に対する補助制度を令和6年度に新設している。

2. 目的

家族や親族がいない又はいてもそれらの者から必要な支援を受けることができない高齢者又は障害者が、将来生じるであろう医療、福祉等に関する課題や、葬儀や相続等死後に発生する手続き等に関し、相談を受け、必要な情報を提供することにより、将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるようにすることを目的とする。

3. 事業概要（別紙）

本人の希望に基づき、自分らしく安心して人生の終焉を迎えられるよう、下記の通り「終活」に関する相談、情報提供に係る事業を行う。（台東区社会福祉協議会へ委託予定）

- (1)一般相談：職員による窓口での相談の実施
- (2)専門職による相談：弁護士・司法書士による個別相談の実施（月1回）
- (3)終活講座の実施：「終活」をテーマにした啓発のための講座を実施（年1回）
- (4)エンディングノートの作成・配布

4. 予算額（案）

歳入 3,516千円
歳出 7,032千円

5. 今後の予定

令和8年5月 事業実施予定

終活総合相談支援事業の流れ

